



No.648
3 分間
税ミナール

令和 7 年 10 月 22 日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平

〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

2025年の年末調整、昨年との変更点

2025年の年末調整では、令和7年度税制改正での所得税の基礎控除、給与所得控除の見直しにより、控除制度や申告書の様式に大きな変更が加えられました。昨年との変更点を確認しておきましょう。

まず、基礎控除と給与所得控除の引き上げが行われました。昨年まで基礎控除は一律48万円でしたが、今年からは所得に応じて最大95万円まで段階的に引き上げられます。給与所得控除も55万円の最低保障額が引き上げられ一律65万円となり、控除額の計算が簡素化されました。

次に、扶養控除・配偶者控除などの所得要件が緩和されました。扶養控除は、昨年まで所得金額48万円以下の同一生計配偶者や、ひとり親の生計を一にする子が対象とされていましたが、その所得金額が58万円以下とされました。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者は、所得48万円超～133万円以下となっていたところ、58万円超～に変更になりました。扶養親族である勤労学生控除の所得要件も75万円以下から85万円以下に引き上げられ、扶養親族でアルバイト収入がある学生でも所得控除が受けやすくなりました。

さらに、今年から新たに「特定親族特別控除」が創設されました。これは、大学生世代(19歳以上23歳未満)の扶養親族(配偶者、青色事業専従者として給与支払を受ける人及び白色事業専従者を除く)がいる場合に、所得に応じて段階的に控除が適用される制度です。所得が58万円以下であれば従来の扶養控除が適用され、超える場合はその特定親族の合計所得金額に応じて特定親族特別控除が適用されますが、所得が123万円を超えると対象外となります。

また、申告書の様式も変更され、「基礎・配偶者・所得金額調整・特定親族特別控除」の4つが1枚に統合されました。これにより、記入項目が増え、従業員への説明や記入ミス防止の対応が求められます。

これらの変更は、いわゆる「年収の壁」対策として導入されたもので、従業員の働き方や所得状況に応じた柔軟な対応が求められます。担当者は、国税庁の資料や記入例を活用し、早めの準備を進めましょう。

「令和7年分 年末調整のしかた(国税庁)」(令和7年8月29日)は、こちらからご覧いただけます。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/01.htm>

